

発第122号  
令和3年3月2日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」の一部改正について

今般、銀行券の受入時に使用している旧式の銀行券束受入機（BB-4 型）の稼働が終了したことに伴い、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」を別紙のとおり一部改正し、令和3年3月8日から実施することとしましたので通知します。

本件実施における実務への影響はございませんので、念のため申し添えます。

なお、改正後の「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における  
現金受払用）」中一部改正

- 2. (5) ハ. を横線のとおり改める。

2. 現金の受入

(5) 受入手続

ハ. 銀行券を引き渡す際に銀行券束受入機を利用する場合には、機種に応じて、~~別紙2または別紙3~~2に従い銀行券を銀行券束受入機に投入してください（同機の操作方法については、ディスプレイ画面にも操作方法が表示されますので、適宜参照してください）。なお、赤丸券の定量束のうち高さが13cmを超えているもの、D系列の銀行券を除く旧券、日銀封等および端数束については、銀行券束受入機を利用することはできません。

- 別紙2を削り、別紙3を別紙2とする。